

山梨みどり奨学会修学奨励金申請における注意事項

3 家庭の経済状況について

世帯の年間収入が合計で 400万円未満を目安とすること。

世帯の年収とは、両親に収入がある場合は両方の収入合計とします。

兄弟の収入は、世帯収入に算入する必要はありません。

両親不在の生徒の場合、生計を共にする家族（例：祖父、祖母、兄、姉等）の中で家計を支えている方の収入で判断してください。

※収入金額の捉え方について

給与所得者の場合

⇒源泉徴収票の給与・賞与の「支払金額」欄に記載された金額。

自営業者の場合

⇒確定申告書の収入金額等欄にある全ての金額。

年金受給等（遺族年金・障がい年金含）生活者や、児童手当、生活保護受給がある場合は公的機関から通知された書面（支給金額の案内等）による金額で判断願います。

その他、養育費や、世帯以外の人からの生活費用援助がある場合は、その金額も収入として算入してください。

4 提出書類について

(1) 別紙の「推薦書」(第1号様式)

(2) 世帯の収入を証明するための書類

- ・給与所得者の場合は勤務先発行の源泉徴収票
- ・自営業者については確定申告書又は市町村が発行する収入証明書
- ・年金等の受給者については給付通知書

※上記書類はコピーでもかまいません。

※就労収入以外に年金収入（遺族年金・障害者年金等）または公的支援（生活保護受給等）がある場合については、その証明（受給額を証明できるもの）も提出してください。

- ・収入の無い場合は市町村が発行する収入証明書（収入が「無い」という証明）

※課税・非課税証明書の提出は受けつけません。

5 「公益財団法人山梨みどり奨学会修学奨励金給付事業推薦書」(第1号様式) (以下「推薦書」という。) の記入について

※「推薦書」の記入は、学校の担当の方が、全て記入してください。

本人または保護者の方には記入はさせないよう願います。

↑担任が作成するにあたり、赤字の注意書きのある「推薦書」に詳しく記入してください。